

## 第4章 まちづくりの推進にむけて

### 1. 都市計画の決定・変更

#### (1) 都市計画の基本的な考え方

近年、環境問題や少子高齢化問題に対する関心が高まる中で、住民自らが暮らす街のあり方についても、これまで以上に関心が高まっており、都市計画に対して住民自らが主体的に参加しようとする動きが広がっている。

このため、今後の都市計画決定手続きにおいては、都市計画に対する住民の合意形成を円滑化し、計画の確実な実現のために、都市計画決定手続きにおける住民参加の機会の拡大を図る。

##### ① 都市計画とは

町民一人ひとりの営みが、都市を形成している。その都市を魅力と活力あふれる空間にしていくため、また、社会生活を安心して快適に送るためには、都市づくりにおけるルールが必要である。

例えば、建物の建て方のルールとして「土地利用規制」を定めたり、道路や公園、下水道など街の骨格となる「公共施設」をつくる際には、街なみや人、車の動向、市街地外地域や他の都市との関係など、総合的に判断して計画を樹てたり、それぞれのルールや計画に沿って整備・開発を行う必要がある。

このように、街をつくる柱となる基本的な指針として「小国町都市計画マスタープラン」が策定され、このマスタープランに基づき、都市づくりが展開される。

#### (2) 都市計画の決定主体

都市計画法では、県又は市町村が都市計画の内容や影響の範囲に応じて適切な役割分担のもとに、都市計画を決定・変更することとされている。小国町が決定する都市計画については、一部の事項を除き知事に協議し、その同意を得なければならない。

### (3) 都市計画の市町村決定の場合の手続き

市町村の決定区分となっている都市計画については、必要に応じ説明会等を行い、町が原案を作成し、小国町都市計画審議会に諮り、町議会の議を経て決定する。

#### ① 関係機関との協議

市町村の決定区分となる都市計画については、内容に応じ、関係機関と協議を行いながら、同意を得た後、「生活に身近な都市計画」を決定する。

#### ② 公聴会等の開催

市町村計画の内容により、必要に応じ、説明会や公聴会等を開催するとともに、案の縦覧等の手続きを得て都市計画を決定していく。

案の縦覧期間は、告示の翌日から2週間とする。

#### ③ 知事との協議

市町村は都市計画の決定について、審議会答申の写し、関係機関協議結果の写し、縦覧結果等を添付し知事と協議する。

#### ④ 決定（変更）の告示・縦覧

県知事の同意を得たときは、都市計画の決定（変更）の縦覧について告示する。

また、都市計画の決定等の効力は告示の日より発生する。

## 2. まちづくりの推進に向けて

### (1) 計画の実現

都市計画マスタープランの実現には、各課の連携だけではなく、住民の意見を丁寧に汲み取ることが重要となる。また、町内の有為の人材を活用するボランティア活動を積極的に計画に取り込んでいく必要がある。さらには、将来の社会を担う子ども達がまちづくりに関心を持てるよう、総合学習・生涯学習としてまちづくり活動への参加を進めていく必要がある。

### (2) 計画の見直し

社会情勢の変化や住民意識の変化等により計画の評価を行い、既案計画の指針等に変更を要する事案が生じた場合は、速やかに計画の見直しを図り、必要に応じ改訂していく。